

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 … 購入時の取得価額によっている。なお、取得価額と債権金額との差額について重要性が乏しいため償却原価法は採用していない。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	110,000,000	0	0	110,000,000
有価証券	31,500,000	0	0	31,500,000
美術品	767,262,535	0	0	767,262,535
小 計	908,762,535	0	0	908,762,535
特定資産				
美術品取得資金 (内普通預金増加額)	385,621,262	66,131,195 (66,131,195)	81,391,026	370,361,431
(内有価証券減少額)			(81,391,026)	
設備取得資金 (内普通預金減少額)	85,000,000	20,000,000	20,000,000	85,000,000
(内定期預金増加額)		(20,000,000)	(20,000,000)	
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
美術品 (内購入美術品増加額)	112,052,520	8,630,000	0	120,682,520
展示設備	371,704	0	94,969	276,735
小 計	603,045,486	94,761,195	101,485,995	596,320,686
合 計	1,511,808,021	94,761,195	101,485,995	1,505,083,221

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	110,000,000	(0)	(110,000,000)	(0)
有価証券	31,500,000	(0)	(31,500,000)	(0)
美術品	767,262,535	(0)	(767,262,535)	(0)
小 計	908,762,535	(0)	(908,762,535)	(0)
特定資産				
美術品取得資金	370,361,431	(0)	(370,361,431)	(0)
設備取得資金	85,000,000	(0)	(85,000,000)	(0)
定期預金	20,000,000	(0)	(20,000,000)	(0)
美術品	120,682,520	(0)	(120,682,520)	(0)
展示設備	276,735	(0)	(276,735)	(0)
小 計	596,320,686	(0)	(596,320,686)	(0)
合 計	1,505,083,221	(0)	(1,505,083,221)	(0)

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
日本国債(第328回)	49,451,500	51,610,000	2,158,500
日本国債(第337回)	39,960,000	41,168,000	1,208,000
合計	89,411,500	92,778,000	3,366,500

5. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の一部を運用益によって賄うため、債券、株式により資産運用する。
なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は株式であり、美術品取得資金の一部は債券である。これらは、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクを受ける。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

①財産管理運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の財産管理運用規程に基づき行う。

②信用リスクの管理

株式及び債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

③市場リスクの管理

債券については、時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

(4) 資産除去債務について

当法人は、運営する石洞美術館を賃借しており、契約書により退去時には原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来美術館を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載している。